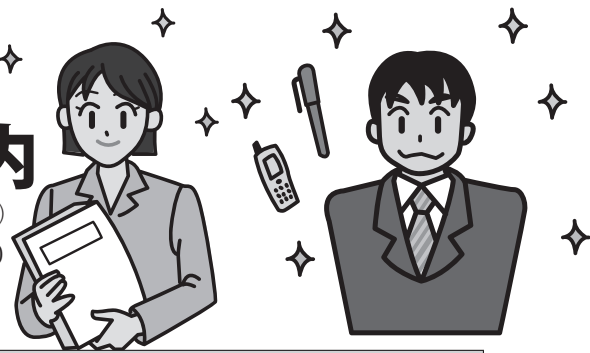


平成22年度 本庄市職員採用試験のご案内

(詳しくは受験案内をご覧ください。)

★行政管理課 ☎ 25 1 1 6 0



- ◆採用予定年月日 平成23年 4月 1日
- ◆募集職種・募集人員・受験資格

募集職種	募集人員	試験区分	受験資格
一般事務	10人程度	大卒程度	・昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
		高卒程度	・平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
一般事務 (身体障害者対象)	1人程度	高卒程度	・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・自力により通勤ができ、かつ介護者なしに一般事務職としての職務遂行が可能な人 ・活字印刷文による筆記試験に対応できる人 ・昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
技術 (土木)	3人程度	大卒程度	・土木に関する課程を修了又は修了見込みの人 ・昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
		高卒程度	・土木に関する課程を修了又は修了見込みの人 ・平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
技術 (建築)	3人程度	大卒程度	・建築に関する課程を修了又は修了見込みの人 ・昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
		高卒程度	・建築に関する課程を修了又は修了見込みの人 ・平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
技術 (電気)	3人程度	大卒程度	・電気に関する課程を修了又は修了見込みの人 ・昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
		高卒程度	・電気に関する課程を修了又は修了見込みの人 ・平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

※各職種とも地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

※次の①②に該当する日本国籍を有しない人も受験できます。

- ①「出入国管理及び難民認定法」の規定による永住者
- ②「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の規定による特別永住者

◆第1次試験の方法

一般事務 (身体障害者対象を含む) …教養試験・作文試験・適性検査

技術 (土木、建築、電気) …教養試験・専門試験・作文試験・適性検査

◆第1次試験日・会場

9月19日(日) 中央公民館又は本庄市役所

◆第2次試験の方法

集団討論、個人面接 (第1次試験合格者のみ)

◆受験案内・申込書等の配布

行政管理課 (市役所3階) で配布 (土・日・祝日を除く)

◆申し込み手続き

8月2日(月)から6日(金)まで (受付時間: 午前8時30分~午後5時15分) に、所定の申込書等を市役所5階502会議室へ本人が直接持参してください。(郵送不可)



埼玉県内市町村職員採用合同説明会 を開催します

彩の国さいたま人づくり広域連合では、分権時代を担う人材を確保することを目的に「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」を開催します。

市町村ごとに設置するブースでは、市町村の特色や職員の募集状況、勤務条件、仕事の内容などについて、直接人事担当者から話を聞くことができます。採用試験や面接試験の場ではありません。入場無料、予約不要、入退場自由ですのでお気軽にお立ち寄りください。

※市では、合同説明会においてブースを設置する予定です。

日時 7月27日(火) 午後1時~6時

会場 さいたまスーパーアリーナ (JRさいたま新都心駅下車徒歩すぐ)

ホームページ

<http://www.hitozukuri.or.jp/navi/>

*お問い合わせは、彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発センター (☎048-664-6681・FAX048-664-6667) へ

家庭用合併処理浄化槽の

設置補助について

合併処理浄化槽を設置しようとする人は、次の要件で補助金を申請することができます。補助基数には制限がありますが、事前にご相談ください。



補助対象地域

- ・次の区域を除く区域です。
- ・公共下水道事業計画認可区域
- ・流域下水道事業計画認可区域
- ・農業集落排水事業の処理区域
- ・1基の浄化槽を用いて集合処理している区域

補助対象要件

- ・一般家庭の専用住宅に設置される10人槽以下のもの
- ※ただし、販売・賃貸目的の住宅は、補助対象外となります。
- ・小規模店舗などの併用住宅（住宅部分の面積が2分の1以上）に設置される10人槽以下のもの

補助金額（上限額）

- ・新規 12万円
- ・転換 24万円

※既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する場合は、撤去費として6万円が加算されます。

今年度の補助金申請について

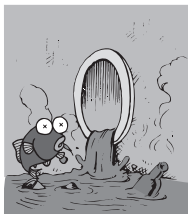
今年度の補助金の交付対象は、浄化槽設置工事を着工前に申請し、補助事業が今年度中に完了できるものに限られますのでご注意ください。

★環境推進課 ☎ 251172、産業建設課 ☎ 721331（内線225）

浄化槽を設置しているみなさんへ

市では、生活排水の浄化対策を推進しています。

大切な生活環境を守るため、浄化槽設置者は法律で定められている検査を実施して、適正な維持管理を行ってください。



①保守点検

浄化槽の点検、調整や修理のことです。浄化槽の規模等により実施回数が定められていますので、県の登録を受けた業者に依頼してください。

②清掃

浄化槽内に溜った汚泥の引き抜きや、機器類の洗浄です。年1回以上の実施が必要です。市の許可を受けた業者に依頼してください。

③法定検査

新規設置後3～5か月以内に実施する水質検査と、年1回実施する定期検査があります。※①・②の許可業者については、環境推進課又は産業建設課へお問い合わせください。※③については、指定検査機関（社）埼玉県浄化槽協会 ☎ 048-533-4700 に依頼してください。

国民健康保険限度額適用認定証の

更新の時期になりました

国民健康保険に加入している「国民健康保険限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）」をお持ちの人は、認定証の有効期限が7月末日までとなっています。

8月以降も引き続き制度を利用したい人は、忘れずに更新の手続きをしてください。申請期間 7月26日（月）～8月31日（火）

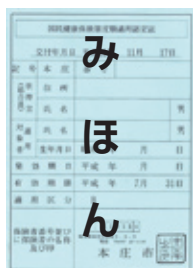
受付場所 保険課（市役所1階）、市民福祉課（総合支所1階）

用意
・国民健康保険被保険者証
・印鑑（朱肉を必要とするもの）

《限度額適用認定証について》
国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院治療を受ける場合に、限度額適用認

定証を病院の窓口へ提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いとなります。入院の予定があり、この制度を利用したい人は申請してください。（申請した月の初日から有効な認定証が発行されます。）

※国民健康保険税に滞納があると認定証の交付を受けられないことがあります。また、転入や未申告等により所得不明者がいる場合には、正しい所得区分の認定証が発行されないことがあります。



★保険課 ☎ 251116、市民福祉課 ☎ 721331（内線315）

人権擁護委員に中野英枝氏

6月30日に任期満了となる人権擁護委員について、中野英枝氏「久々宇」が再任されました。



人権擁護委員 中野 英枝 氏